

第4章 土地利用の基本方針

町土は、将来にわたり貴重な財産であることはもとより、生活や経済活動を行ううえでの重要な基盤となります。自然環境との共生や地域特性を活かしながら、社会経済情勢の見通しのもとに、快適で住みよい土地利用を計画的に進めます。

1 自然環境と共生する土地利用

- ★豊かな森林や豊富な水資源など、緑と水の美しい景観の保全と活用や自然環境に親しむ土地利用に努めます。
- ★美しい田園環境と共生する快適でゆとりのある暮らしを享受する土地利用に努めます。

2 地域の特性を活かした土地利用

- ★都市地域と農山村地域の機能分担の適正化を図るとともに、歴史や文化などの特性を活かした土地利用に努めます。
- ★各地域の機能や特性を活かせるような土地利用に努めます。

3 暮らしを支える経済的土地利用

- ★農業の基盤である農用地の生産性を高めるため、基盤整備を図るとともに高度利用に努めます。
- ★商工業の振興を図るため、快適な生活空間を保全しつつ自然環境や農林業と調和する都市的土地利用を進めます。
- ★就労機会の確保や消費人口の増加など、経済発展の基盤となる企業立地環境や道路交通網などの土地利用を進めます。
- ★低・未利用地の把握と、有効活用を推進します。

4 安全で住みよい土地利用

- ★防災機能を担う森林や農用地、河川などの保全と活用に努めます。
- ★耐震、耐火など災害に強い居住空間を整備するための土地利用を進めます。
- ★人口規模に応じた住宅地の整備をはじめ、生活道路や上下水道の整備を図るための土地利用を進めます。